

3

千葉県いじめ防止対策推進条例案の概要

総則

● 目的(1条)

『いじめは絶対に許されない重大な人権侵害』→いじめ防止対策推進法(以下「法」)の趣旨を踏まえ、①県の責務等を明らかにし、②いじめの防止等の施策を整理し、③積極的かつ効果的ないじめの防止等の対策を実施することにより、児童等が健やかに成長できる環境を作る。

● 基本理念(3条)

①学校を中心に児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識する環境を整えることが基本。②いじめを受けた児童等及びこれを助けようとした児童等の生命及び心身を何よりも第一に保護。

● いじめの禁止(4条)

● 県の責務(5条)、市町村の役割等(6条～10条)

方針

● 県いじめ防止基本方針(11条)、学校いじめ防止基本方針(12条)

施策

● 相談及び情報収集体制の充実(13条)

児童等、保護者、学校の教職員等が安心して相談でき、速やかに対応できる相談体制。

● 予防及び早期発見(14条)

児童等自らがいじめに関する問題を真剣に考えることのできる取組等の予防のための施策、市町村等の関係者と連携し、いじめの早期発見と発見したいじめの迅速・適切な措置。

● 人材の確保及び資質の向上(15条)

教職員の資質向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭等配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の確保及び適切かつ十分な配置。

● 啓発(16条)

広報その他の啓発活動の実施、毎年4月をいじめ防止啓発強化月間に指定。

● ネットいじめ対策(17条)

監視する関係機関等の取組への支援、事案に対処する体制の整備、防止に資する教育及び啓発活動、予防するためのネット事業者の取組の促進につながる施策。

● 調査研究(18条)

● 千葉県いじめ問題対策連絡協議会(19条)

いじめの防止等を連携して推進。学校、教育委員会、児童相談所、警察などで構成。

● 千葉県いじめ対策調査会(20条)・・・県教委に附属機関を設置

①いじめの防止等の調査研究、②いじめの防止等の対策に関する審議、③県立学校で発生した重大事態に係る事実の確認並びに調査及び審査を行う。

● 重大事態への対応(21条)

①県立学校で発生した場合における対応、②県立学校以外で発生した場合における対応、③県外に所在する学校に通学する児童等に生じた場合における対応。

● 知事の調査(22条)

- ・知事は、県立学校及び私立学校で発生した重大事態に関し、それぞれで実施された調査の結果について、調査機関を設ける等の方法で調査を行うことができる。
- ・知事は、学校の設置者と連携のもとで、県内で発生した重大事態への対応に必要な調査等を行うために、調査機関を設けることを別に定めることができる。

● 財政措置(23条)



発行元：関 政幸 政務調査事務所
住 所：千葉県緑区あすみが丘3-51-10
tel.043-295-1011 fax.043-291-5526

ホームページ：

<http://www.seki-masayuki.com>

※ネット検索
関まさゆき 千葉
でヒット。



千葉県議会議員 関 政幸 プロフィール

●1979年生まれ ●土気南中学校卒 ●千葉東高校卒
●早稲田大学商学部卒 ●弁護士 ●自民党会派所属

県政や地方議員の役割に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい!!